

令和 9 年公認会計士試験受験案内

〈第 I 回短答式試験用〉

※出願はインターネットのみです。

出 願 期 間 令和 8 年 8 月 28 日 (金) 10 : 30 頃～9 月 17 日 (木) 23 : 59

試 験 日 程

区 分	試 験 期 日	着席時刻	試 験 時 間	試 験 科 目
第 I 回 短答式	令和 8 年 12 月 13 日 (日)	9 : 10	9 : 30～10 : 20 (50 分)	企 業 法
		11 : 00	11 : 15～12 : 30 (75 分)	管 理 会 計 論
		13 : 30	13 : 45～14 : 35 (50 分)	監 査 論
		15 : 15	15 : 30～18 : 00 (150 分)	財 務 会 計 論
論文式	令和 9 年 8 月 20 日 (金)	10 : 10	10 : 30～12 : 30 (120 分)	監 査 論
		14 : 10	14 : 30～16 : 30 (120 分)	租 税 法
	令和 9 年 8 月 21 日 (土)	10 : 10	10 : 30～12 : 30 (120 分)	会計学 (午前)
		14 : 10	14 : 30～17 : 30 (180 分)	会計学 (午後)
	令和 9 年 8 月 22 日 (日)	10 : 10	10 : 30～12 : 30 (120 分)	企 業 法
		14 : 10	14 : 30～16 : 30 (120 分)	選 択 科 目

※ 天災その他のやむを得ない事情により、試験日時等を変更する場合には、公認会計士・監査審査会ウェブサイトでご公表するとともに、官報に公告いたします。詳しくは次ページをご覧ください。

試 験 地

東京都、大阪府、北海道、宮城県、愛知県、石川県、広島県、香川県、熊本県、福岡県、沖縄県その他審査会の指定する場所

※ 試験場は各試験期日の約 1 か月前に公認会計士・監査審査会ウェブサイトでご公表するとともに、官報に公告いたします。ご自身の試験場を必ずご確認ください。

合 格 発 表

第 I 回短答式試験 令和 9 年 1 月 22 日 (金) 予定
論文式試験 令和 9 年 11 月 19 日 (金) 予定

目 次	
I. 公認会計士試験について	II. 公認会計士試験の実施について
1 概要 1	1 受験上の注意事項 13
2 出願に関する留意事項 3	2 合格発表 20
3 障がい等のある方への受験上の配慮 4	
4 試験科目等の免除に関する留意事項 5	
5 インターネット出願 8	

公認会計士・監査審査会

- **公認会計士試験に関する最新情報（緊急時のお知らせ・スケジュール等）について**
令和 9 年公認会計士試験に関して、緊急の情報・連絡事項がある場合には、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの以下のページに掲載いたしますので、出願された方は必ずご確認ください。原則として、公認会計士・監査審査会から出願された方に対して個別に連絡することはありませんので、ご注意ください。

公認会計士・監査審査会ウェブサイト 試験実施情報

<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/kouninkaikeshi-shiken/information.html>



このページの掲載内容を更新した場合には、X（旧 Twitter）及び RSS により、新着情報を配信しています。新着情報の受信方法については上記ページをご覧ください。

- ・ **公認会計士試験 Q&A について**
トップページ > 公認会計士試験 > 公認会計士試験 Q & A
<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/kouninkaikeshi-shiken/qanda/index.html>
- ・ **令和 9 年公認会計士試験について**
トップページ > 公認会計士試験 > 令和 9 年試験について
<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/kouninkaikeshi-shiken/2027shiken.html>
- ・ **インターネット出願サイトの操作方法等について**
出願サイトの開設期間中は、専用のサポートデスクが設置されます。操作方法等についてご質問がある場合は、出願サイトまたは公認会計士・監査審査会ウェブサイトに掲載されている問い合わせ先をご確認のうえ、サポートデスクをご活用ください。

- **公認会計士試験に関する一般的なご質問について**

ご不明な点については、以下にお問い合わせください。公認会計士試験に関するご質問を受け付けております。ただし、試験問題、解答及び得点に関する照会には応じられません。

公認会計士の資格取得に関しましては、以下の「試験合格後の公認会計士の資格取得に関する Q&A について」をご確認ください。

公認会計士・監査審査会事務局 総務試験課 試験担当係
お問合せ窓口（メールアドレス：cpaexam@fsa.go.jp）

※ 窓口の受付は常時行っておりますが、ご返信は平日 9 時 30 分～18 時 15 分に対応させていただきます。

- **試験合格後の公認会計士の資格取得に関する Q&A**

金融庁ウェブサイトをご確認ください。

<https://www.fsa.go.jp/ordinary/kouninkaikeshi/>

I. 公認会計士試験について

1 概要

(1) 目的等

公認会計士試験は、公認会計士になろうとする方が必要な学識及びその応用能力を有しているかを判定することを目的として、短答式及び論文式による筆記の方法により行います。短答式試験(マークシート式)は年2回、論文式試験※は年1回実施します。

※ 論文式試験は、同年の短答式試験に合格した方、短答式試験の全部免除を受けている方及び旧公認会計士試験第2次試験合格者等の短答式試験みなし合格者が受験することができます(本受験案内においては、これらの方を総称して「短答式試験全部免除者」としています。また、短答式試験の全部免除を受けている方には、令和7年又は令和8年試験の短答式試験合格者及び「公認会計士試験免除通知書」で短答式試験の全部免除を通知された方が含まれます。)

(2) 受験資格等

受験資格の制限はありません。

ただし、以下①～③に該当し免除の適用を受ける方は、第I回短答式試験には出願できませんので、第II回短答式試験に出願してください。

- ① 令和7年又は令和8年公認会計士試験の短答式試験合格者
- ② 短答式試験の全部免除者
- ③ 旧公認会計士試験第2次試験合格者等の短答式試験みなし合格者

(3) 受験手数料

受験手数料は19,500円です。

納付された受験手数料は、受験しなかった場合においても還付いたしません(公認会計士法第11条第2項)。

(4) 試験科目等

区分	試験科目	試験時間	問題数	配点
短答式試験	財務会計論※ ¹	150分	40問以内	200点
	管理会計論※ ¹	75分	20問以内	100点
	監査論※ ¹	50分	20問以内	100点
	企業法	50分	20問以内	100点
論文式試験	会計学	300分	大問5問	300点
	監査論	120分	大問2問	100点
	企業法	120分	大問2問	100点
	租税法	120分	大問2問	100点
	選択科目※ ²	120分	大問2問	100点

※1 短答式試験の財務会計論、管理会計論及び監査論の3科目については、一部、英語による問題が出題されます。

※2 選択科目：経営学、経済学、民法及び統計学の中から1科目を選択

各試験科目の出題範囲及び法令等の適用日については、P.12 又は公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）ウェブサイトを確認してください。

論文式試験の会計学（午後）、監査論、企業法、租税法及び民法の科目では、試験用法令基準等を配付して試験を行います。試験用法令基準等に掲載される法令等の一覧については、審査会ウェブサイトを確認してください。

(5) 合格基準^{※1}

① 短答式試験

総点数の 70%を目安として、審査会が相当と認めた得点の比率とします。ただし、1 科目につき、その満点の 40%を満たさず、かつ原則として答案提出者の下位から遡って 33%の人数に当たる者と同一の得点に満たない方は、不合格となることがあります。

② 論文式試験

52%～54%の得点比率^{※2}を目安として、審査会が相当と認めた得点比率とします。ただし、1 科目につき、その得点比率が 40%に満たないもののある方は、不合格となることがあります。

※1 短答式試験又は論文式試験において免除の適用を受けた試験科目がある場合は、当該免除科目を除いた他の科目の合計得点の比率によって合否が判定されます。

※2 論文式試験の合格基準となる得点比率の水準については、令和 9 年試験より、従前の「52%」から「54%」へ 3 年から 4 年かけて段階的に引き上げる予定です。

(6) 論文式試験の一部科目免除資格取得基準

論文式試験における試験科目のうちの一部の科目について、同一の回の公認会計士試験における論文式試験合格者の平均得点比率を基準として、審査会が相当と認めた得点比率以上を得た方を一部科目免除資格取得者とします。

当該科目については、合格発表の日から起算して 2 年を経過する日までに行われる論文式試験において、免除の適用を受けることができます。

(7) 令和 9 年試験の主なスケジュール

試験実施日等についての詳細は審査会ウェブサイトを確認してください。

区 分	第 I 回短答式試験	第 II 回短答式試験
出願期間	令和 8 年 8 月 28 日（金） ～9 月 17 日（木）	令和 9 年 2 月 1 日（月） ～2 月 24 日（水）
短答式試験実施日	令和 8 年 12 月 13 日（日）	令和 9 年 5 月 23 日（日）
短答式試験合格発表	令和 9 年 1 月 22 日（金）（予定）	令和 9 年 6 月 18 日（金）（予定）
論文式試験実施日	令和 9 年 8 月 20 日（金）～8 月 22 日（日）	
論文式試験合格発表	令和 9 年 11 月 19 日（金）（予定）	

2 出願に関する留意事項

(1) 出願事項の変更

- ① 以下ア～ウについては、出願後の変更はいかなる理由があろうと認めません。

ア 試験地（受験局）

イ 論文式試験における選択科目

ウ 免除の適用を受ける科目（P.6(5)における補正手続きを除く）

※ 試験地（受験局）については、P.22 において確認してください。例えば「九州財務局」の試験地は「熊本県」になりますので、注意してください。

- ② 氏名、住所又は連絡先の変更（住所等変更届出書の提出）

出願後に氏名、住所又は連絡先の変更が生じた場合は、審査会宛てに速やかに住所等変更届出書を提出してください。提出方法、様式及び添付書類は、審査会ウェブサイトをご覧ください。また、送付の際は P.21 の宛名ラベルを活用してください。

(2) 出願後の留意事項

- ① 出願の取下げは認めません。

- ② 試験場は各試験期日の約 1 か月前に審査会ウェブサイトで公表するとともに、官報で公告します。

試験場を間違えるといかなる理由があろうと受験できませんので、必ず試験前に確認してください。

特に、同一試験地に複数の試験場がある場合は、十分に注意してください。

- ③ 受験票の保管

短答式試験合格後、同年の論文式試験では、合格した短答式試験における受験票と同一の受験票を使用しますので、大切に保管してください。

受験票を紛失した場合は、出願した試験地を管轄する財務局理財課等（P.22 参照）に速やかに申し出てください。

3 障がい等のある方への受験上の配慮（受験特別措置）

身体障がいや妊娠等による受験時の特別な措置の実施は、提出を受けた申請書等を審査し、決定します。審査に当たっては、個々の症状・状態や試験運営上の実施可能性の観点等から総合的に判断します。

受験特別措置を希望する場合は、**出願前に審査会総務試験課試験担当係の受験特別措置受付（メールアドレス tokubetsusochi@fsa.go.jp）までお問い合わせの上、以下の提出期限までに必要書類を提出してください。必要書類の詳細については、お問い合わせの際にご案内します。**

提出期限後は、不慮の事故により負傷した場合などに限り、受験特別措置の申出を受け付けますが、申出が試験日の直前である場合や申出内容によっては、対応できないことがあります。

なお、受験特別措置の申請は、短答式試験、論文式試験の都度、必要になります。

【問い合わせ方法（例）】

件名：令和9年第Ⅰ回短答式試験での受験特別措置希望連絡（氏名）

本文に記載する内容：① 受験局 ② 氏名 ③ 症状や希望する措置

【必要書類】

詳細についてはお問い合わせの際にご案内いたしますが、主に以下の書類の提出が必要になります。

① 受験特別措置申請書

お問い合わせいただいた際、申請書様式をメール送付します。

② 証明書類

（例）医師の診断書（3か月以内に取得されたもの）、身体障害者手帳の写し、母子健康手帳の写し

【提出期限】

短答式試験…**出願期間最終日（令和8年9月17日（木））**

論文式試験…**第Ⅱ回短答式試験合格発表日から7日後（令和9年6月25日（金）（予定））**



受験特別措置のお問い合わせ先
審査会総務試験課試験担当係
（受験特別措置受付）
tokubetsusochi@fsa.go.jp

4 試験科目等の免除に関する留意事項

試験科目等の免除の適用を受ける場合、下記に掲げる「公認会計士試験免除通知書」や「公認会計士試験合格通知書」等の書面がないと、試験科目等の免除の適用を受けることができません。紛失した場合は、これらの再発行は行っておらず、証明書を発行しております。証明書の発行は通年受け付けていますが、令和9年第Ⅰ回短答式試験に出願する場合は、令和8年9月3日（木）（必着）までに審査会に各種証明書発行申請書を提出してください。提出方法及び様式は、審査会ウェブサイトをご覧ください。また、送付の際はP.21の宛名ラベルを活用してください。

【免除の申請が不要な通知書】

- ・ 公認会計士試験論文式試験一部科目免除資格通知書
⇒ 令和9年第Ⅰ回短答式試験出願後に論文式試験一部科目免除を受けた場合は出願補正願を提出する必要があります。具体的な手続については（5）をご参照ください。
- ・ 公認会計士試験短答式試験合格通知書
- ・ 旧公認会計士試験第2次試験合格証書

【免除の申請が必要な通知書】

- ・ 公認会計士試験免除通知書
⇒ 「公認会計士試験免除通知書」の取得方法につきましては「[免除申請について〈令和9年公認会計士試験第Ⅰ回短答式試験用〉](#)」をご覧ください。
なお、「公認会計士試験免除通知書」は平成18年以降に交付されたものであれば、合格するまで有効となりますので再度の申請は不要です。
⇒ 令和9年第Ⅰ回短答式試験出願後に論文式試験一部科目免除を受けた場合は出願補正願を提出する必要があります。具体的な手続については（5）をご参照ください。

(1) 免除の種類ごとの出願時期一覧

免除の種類	第Ⅰ回短答式	第Ⅱ回短答式
短答式試験合格者 (令和7年又は令和8年試験のみ)	×	○
論文式試験一部科目免除資格取得者 (令和7年又は令和8年試験のみ)	○	○
「公認会計士試験免除通知書」を交付された方		
うち、 短答式試験の全部免除者	×	○
うち、 短答式試験及び論文式試験の科目免除者	○	○
旧公認会計士試験第2次試験合格者	×	○

※ “×”は当該免除の適用を受けての出願ができません。

※ 免除の適用を受ける方法について

出願時に、「公認会計士試験免除通知書」や「公認会計士試験合格通知書」等の右上に記載された通知書番号を入力してください。なお、会計専門職大学院修了見込者は出願時に該当箇所を選択してください。

(2) 論文式試験一部科目免除資格取得者（令和7年又は令和8年試験のみ）

「公認会計士試験論文式試験一部科目免除資格通知書」を交付された方は、**免除申請は不要です**※。試験科目の免除の適用を受けようとする場合は、出願時の手続に従ってください。出願時に該当箇所を選択しなかった場合、免除の適用を受けることはできません。

※ 論文式試験の一部科目免除資格等を得た方が、後から残りの科目の免除資格を得て、受験する科目がなくなった場合は、試験科目の全部について免除の適用を受けることが可能となります。試験科目の全部について免除の適用を受ける場合は、出願前に審査会総務試験課試験担当係（メールアドレス：cpaexam@fsa.go.jp）までお問い合わせください。

(3) 平成17年以前に交付された免除通知書

旧公認会計士試験制度の下で平成17年以前に交付された免除通知書を持っている場合は、出願に間に合うように、再度、免除申請書を提出し、「公認会計士試験免除通知書」を取得してください。

(4) 令和4年9月30日以前に司法試験合格を免除要件として交付された免除通知書

公認会計士法の改正（令和4年10月1日施行）により、免除資格要件の「司法試験に合格した方」は、「司法修習生となる資格（高等試験司法科試験の合格を除く。）を得た方」となりました。

なお、令和4年9月30日以前に司法試験合格を免除要件として交付された免除通知書については、合格するまで有効となります。

(5) 第I回短答式試験合格者の論文式試験一部科目免除について

令和9年第I回短答式試験出願後に、令和8年論文式試験において「公認会計士試験論文式試験一部科目免除資格通知書」を交付された方や、論文式試験の科目について「公認会計士試験免除通知書」を交付された方は、下記①の書類を提出することにより、論文式試験において当該科目の免除の適用を受けることができます。

当該科目の免除の適用を受けたい場合は、第I回短答式試験合格発表後、下記①の書類を②、③に従い、審査会宛てに**簡易書留で郵送**してください。

① 提出書類

- ア 公認会計士試験出願事項補正願（様式は審査会ウェブサイトからダウンロードしてください）
- イ 令和9年公認会計士試験受験票（第I回短答式試験用）（原本）
- ウ 論文式試験一部科目免除資格通知書（写し）又は公認会計士試験免除通知書（写し）
- エ 返信用封筒（長形3号、12cm × 23.5cm 程度の大きさ）

※ 簡易書留又は特定記録郵便とし、必要金額分の郵便切手（簡易書留 460 円、特定記録 320 円）を貼り、「簡易書留」又は「特定記録」と明記すること（超過分は返金できません）

※ 宛先（受験票送付先）の郵便番号、住所及び氏名を明記すること

② 提出先（P.21 の宛名ラベルを活用してください。）

審査会

③ 提出期限

令和9年2月24日（水）（必着）

(6) 旧公認会計士試験第2次試験合格者

旧公認会計士試験第2次試験に合格した方は、短答式試験はみなし合格となり、論文式試験については、旧公認会計士試験第2次試験論文式試験の受験した科目について免除となりますので、免除申請は不要です。

みなし合格及び免除の適用を受けようとする場合は、令和9年第Ⅱ回短答式試験出願時に該当箇所を選択し、旧公認会計士試験第2次試験の合格証書の写し又は合格証明書（審査会発行）（原本）を令和9年2月24日（水）（必着）までに審査会に郵送にて提出する必要がありますので、ご注意ください。また、旧公認会計士試験第2次試験合格以降氏名に変更があった場合は、審査会宛てに住所等変更届出書（P.3 2（1）② 参照）をご提出ください。

なお、旧公認会計士試験第2次試験の論文式試験において免除を受けた科目がある場合は、当該科目について、再度免除申請書を提出し、「公認会計士試験免除通知書」を取得してください。

【旧公認会計士試験第2次試験合格者の論文式試験の科目の区分に応じた論文式試験の免除科目】

旧試験科目（旧公認会計士試験）	新試験科目（現行の公認会計士試験）
会計学※	会計学
商法	企業法
経営学	経営学
経済学	経済学
民法	民法

※ 旧公認会計士試験では、会計学に監査論が含まれていましたが、現行の公認会計士試験では監査論が独立した試験科目とされているため、監査論は免除科目の対象ではありません。

(7) 旧公認会計士試験第3次試験の受験要件の特例に該当する方

旧公認会計士試験第3次試験の受験要件の特例に該当する方は、短答式試験はみなし合格となり、論文式試験については、会計学、企業法及び経営学について免除となりますので、免除申請は不要です。

令和9年第Ⅱ回短答式試験出願時に必要書類を審査会に郵送にて提出する必要がありますので、ご注意ください。

① 提出書類

審査会総務試験課試験担当係（メールアドレス cpaexam@fsa.go.jp）に照会してください。

② 提出先（P.21 の宛名ラベルを活用してください。）

審査会

③ 提出期限

令和9年2月24日（水）（必着）

5 インターネット出願

(1) 出願サイト

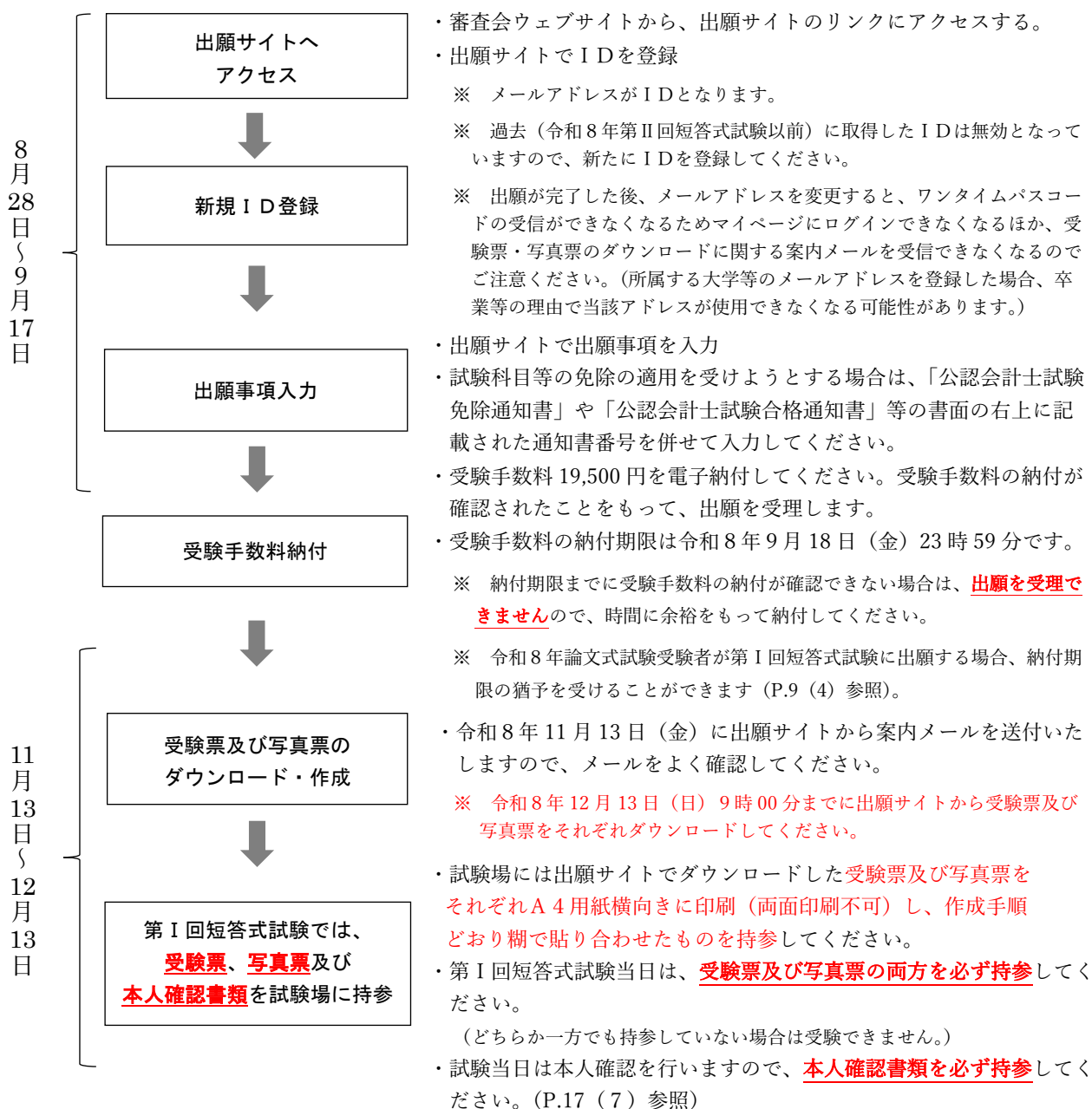
公認会計士試験の出願は、インターネット出願サイト（以下「出願サイト」という。）において受け付けています。（詳しいスケジュールは、審査会ウェブサイトの「試験実施情報」ページをご覧ください。）

受付期間：令和8年8月28日（金）10時30分頃～9月17日（木）23時59分（期限厳守）

以下①又は②に該当する方は、出願に加え、審査会に書類の提出が必要です、ご注意ください。

- ① 会計専門職大学院修了見込者（令和8年9月をもって修士（専門職）の学位の取得が見込まれる方）として、免除の適用を受けようとする方 【「免除申請について〈令和9年公認会計士試験第Ⅰ回短答式試験用〉」P.5（8）参照】
- ② 論文式試験の全科目免除適用を受けようとする方 【P.6 4（2）※参照】

(2) 出願の流れ



(3) 出願事項の入力

- ① 出願サイトの必要事項の入力の際に使用できる漢字は、J I S 漢字コード第一水準及び第二水準のものとなります。氏名等にこれらの水準以外の漢字が含まれている場合は、置換え可能な文字で入力してください。

受験票や合格証書等の氏名等は出願サイトに入力された文字のとおりに記載されます。

- ② 試験科目等の免除の適用を受けようとする場合は、「公認会計士試験免除通知書」や「公認会計士試験合格通知書」等の書面の右上に記載された通知書番号を出願サイトに入力してください。
- ③ 氏名・フリガナの入力誤りにご注意ください。入力誤りを修正したい場合は、速やかに「住所等変更届出書」の提出をお願いします。「住所等変更届出書」を提出されない場合、合格通知書や合格証書にも誤った氏名が記載されますのでご注意ください。

なお、「住所等変更届出書」を提出しても、出願サイトでダウンロードできる受験票・写真票の氏名は修正されません。ダウンロードした受験票・写真票の誤っている氏名に二重線を引き、余白に正しい氏名を記載した上で、試験当日持参してください。併せて、短答式試験で答案用紙に氏名を記載する際は、正しい氏名を記載してください。なお、P.3の2 出願に関する留意事項 (1) 出願事項の変更①ア～ウは変更できませんのでご注意ください。

(4) 電子納付

受験手数料 19,500 円の納付は電子納付（ペイジー（Pay-easy）※による納付）に限ります。出願事項の入力後、納付番号等が発行されますので、当該納付番号等を用いて**令和8年9月18日（金）23時59分（期限厳守）**までに電子納付してください。

期限までに電子納付が行われなかった場合、出願は不受理となります。電子納付では領収書は発行されません。A T Mでの納付後に出力される明細票は、受験票をダウンロードするまで保管してください。

なお、納付された受験手数料は、受験しなかった場合においても還付いたしません。

※ ペイジーによる納付は、銀行・郵便局等の金融機関のA T M又はインターネットバンキングから行うことができます。ペイジーが使える金融機関やその他ペイジーについての詳細は、日本マルチペイメントネットワーク推進協議会のウェブサイト（<https://www.pay-easy.jp>）をご覧ください。
なお、各金融機関においてはペイジー決済等に関するサービスメンテナンスが実施される場合があります。事前に利用する金融機関のサービス提供時間を確認のうえ、余裕をもって手続を行ってください。

令和8年論文式試験受験者について（納付の猶予制度）

令和8年論文式試験受験者が令和9年第I回短答式試験に出願する場合、出願時にその旨を申請することにより、合格発表までの間、受験手数料の納付を猶予します（出願サイトで出願情報の入力を完了した段階においては、納付番号は発行されません）。

論文式試験が不合格であった場合には、①納付番号を取得（令和8年11月20日（金）10時30分（予定）から令和8年11月26日（木）15時00分まで）し、②電子納付（令和8年11月26日（木）23時59分まで）を行った後、出願サイトから受験票等をダウンロード（令和8年12月13日（日）9時00分まで）してください。

(5) 受験票及び写真票

① 受験票及び写真票のダウンロード

令和8年11月13日（金）に出願サイトから案内メールを送付いたします。案内メールに従い、受験票及び写真票をそれぞれダウンロード※してください。ダウンロード期限（令和8年12月13日（日）9時00分）を過ぎるとダウンロードができなくなります。

※ 受験票と写真票の2つのPDFファイルがダウンロード（保存）されるので注意してください。

② 受験票の印刷・作成(写真票との両面印刷不可)

ダウンロードした受験票をA4用紙に印刷し、作成手順どおり糊で貼り合わせてください。

短答式試験合格後、同年の論文式試験では、合格した短答式試験における受験票と同一の受験票を使用しますので、大切に保管してください。

③ 写真票の印刷・作成(受験票との両面印刷不可)

ダウンロードした写真票をA4用紙に印刷し、作成手順どおり糊で貼り合わせてください。

写真票には下記の規格に合った写真1枚を貼付してください。

写真のサイズ・規格
 サイズ：縦4.5cm×横3.5cm（パスポート（旅券）申請用の写真と同一サイズ）
 規格：パスポート（旅券）申請用の写真と同一規格
 ア 脱帽・正面向・顔の配置が所定の寸法を満たすもの（縁なし）
 イ 出願日前6か月以内に撮影されたもの
 ウ 輪郭が露出しているもの
 エ 目の周辺が所定の条件を満たすもの など
 詳しくは外務省ウェブサイトのパスポート申請用写真の規格に関するページをご確認ください。

写真の裏面には氏名を記入の上、剥がれないように裏面全体を糊付けしてください。

規格に合わないものや、不鮮明なもの、コピー用紙に印刷したもの等、受験用写真として不適当なものは認めません。

(受験票)

(写真票)

④ 受験票及び写真票の持参

試験当日は受験票※（Aと記載）及び写真票（Bと記載）の両方を必ず持参してください。短答式試験全部免除者が、同年の論文式試験を受験する場合も受験票及び写真票を必ず持参してください。

受験票を持参しなかった場合は、受験を認めません。また、写真票の提出が必要な受験者が写真票を提出しなかった場合も、受験を認めませんので、持参し忘れないよう十分注意してください。

なお、短答式試験受験者は短答式試験受験時に写真票を試験官が回収しますので、同年の論文式試験受験時は写真票の持参は不要です。

※ 短答式試験後に受験票を紛失した場合は、出願した試験地を管轄する財務局理財課等（P.22 参照）に速やかに申し出てください。そのうえで、受験票・写真票再発行願いを受験局に提出し再発行を受けてください。提出方法及び様式は、審査会ウェブサイトをご覧ください。また、送付の際はP.21の宛名ラベルを活用してください。

(6) 照会先

出願サイトの開設期間中は、専用のサポートデスクが設置されます。操作方法等についてご質問がある場合は、出願サイトまたは審査会ウェブサイトに掲載されている問い合わせ先をご確認のうえ、サポートデスクをご活用ください。

注意（出願サイトの登録ID等）

※ 出願サイトで登録したID、パスワード、メールアドレスは大切に管理してください。

特に、メールアドレスを変更すると、出願サイトからのお知らせメールが届かなくなりますので、メールアドレス変更の際は出願サイトの注意事項をよく読んで手続を行ってください。

ID登録時に使用した氏名及び生年月日は、パスワードを忘れた場合にパスワードを再発行するための認証情報となりますので、誤りのないように登録してください。

参考 出題範囲及び法令等の適用日

(1) 試験科目の分野及び範囲

各試験科目の分野及び範囲は、以下のとおりです。

なお、「令和９年公認会計士試験の出題範囲の要旨について」及び「令和９年公認会計士試験短答式試験における英語による出題に係る配点の割合及び出題範囲について」を審査会ウェブサイトに掲載しています。

<短答式試験及び論文式試験共通の試験科目>

① 会計学

・ 財務会計論

簿記、財務諸表論、その他企業等の外部の利害関係者の経済的意思決定に役立つ情報を提供することを目的とする会計の理論

・ 管理会計論

原価計算、その他企業等の内部の経営者の意思決定及び業績管理に役立つ情報を提供することを目的とする会計の理論

② 監査論

金融商品取引法及び会社法に基づく監査制度及び監査諸基準その他の監査理論

③ 企業法

会社法、商法(海商並びに手形及び小切手に関する部分を除く。)、金融商品取引法(企業内容等の開示に関する部分に限る。)、その他監査を受けるべきこととされる組合その他の組織に関する法

<論文式試験のみの試験科目>

④ 租税法

法人税法、所得税法、租税法総論及び消費税法、相続税法その他の租税法各論

⑤ 経営学(選択科目)

経営管理及び財務管理の基礎的理論

⑥ 経済学(選択科目)

ミクロ経済学、マクロ経済学その他の経済理論

⑦ 民法(選択科目)

民法典第１編から第３編を主とし、第４編及び第５編並びに関連する特別法を含む。

⑧ 統計学(選択科目)

記述統計及び推測統計の理論並びに金融工学の基礎的理論

(2) 法令等の適用日

試験の解答に当たり適用すべき法令等は、審査会ウェブサイトに掲載している「令和９年公認会計士試験の出題範囲の要旨について」で注釈がある場合を除き、次のとおりです。

なお、論文式試験に係る「令和９年公認会計士試験の出題範囲の要旨について」は、令和９年１月頃に暫定版を、同年４月頃に確定版を公表いたします。

・ 第Ⅰ回短答式試験： 令和８年４月１日現在施行（適用）のもの

・ 論文式試験： 令和９年４月１日現在施行（適用）のもの

ただし、租税法については、令和９年１月１日現在施行（適用）のもの

Ⅱ．公認会計士試験の実施について

1 受験上の注意事項

(1) 受験票、写真票及び本人確認書類

① 試験当日における必要書類及び本人確認について

- ・ 短答式試験では、**受験票、写真票及び本人確認書類**の計3点が必要となります。
- ・ 論文式試験では、**受験票及び本人確認書類**の計2点が必要となります。ただし、短答式試験全部免除者が論文式試験を受験する場合は、**受験票、写真票及び本人確認書類**の計3点が必要となります。
- ・ 受験票を持参しなかった場合は、**受験を認めません**。また、写真票の提出が必要な受験者が写真票を提出しなかった場合も、**受験を認めません**ので、持参し忘れのないよう十分注意してください。
- ・ **試験当日は、最初に受験する科目において、本人確認を行います**。本人確認書類を提示できなかった場合は、以下の区分に応じ、第Ⅰ回短答式試験では指定された期限までに本人確認書類を提出し、論文式試験では指定された受付日時及び場所において本人確認書類を提示する必要があります。

ア 第Ⅰ回短答式試験において本人確認書類を提示できなかった場合の取扱い

第Ⅰ回短答式試験において、最初に受験する科目で本人確認書類を提示できなかった者は、令和8年12月15日（火）12時00分までに、審査会が指定するメールアドレス宛に本人確認書類の画像データを提出する必要があります。

期限までに本人確認書類の画像データの提出がない場合又は提出された本人確認書類の画像データに不備がある場合*は、受験に際しての必要書類が欠けていることから、採点及び合否判定の対象としません。なお、提出された本人確認書類の画像データに疑義がある場合は、出願した試験地を管轄する財務局理財課等（P.22 参照）において現物（原本）を確認する場合があります。

※ メールの未到達、添付漏れ、画像不鮮明等により本人確認書類を確認できない場合は、提出がないもの又は提出された本人確認書類に不備があるものとして取り扱います。

イ 論文式試験において本人確認書類を提示できなかった場合の取扱い

論文式試験において、最初に受験する科目で本人確認書類を提示できなかった者は、次の（ア）～（ウ）の区分に応じ、指定された受付日時及び場所において、本人確認書類を提示する必要があります。

指定された受付日時及び場所において本人確認書類を提示しなかった場合又は提示された本人確認書類に不備がある場合は、受験に際しての必要書類が欠けていることから、採点及び合否判定の対象としません。なお、指定された受付日時及び場所以外での提示は認めません。

（ア） 最初に受験する科目が「令和9年8月20日（金）」の場合：

令和9年8月21日（土）13時00分から14時00分までの間に、受験した試験場の試験場本部において、本人確認書類を提示すること。

（イ） 最初に受験する科目が「令和9年8月21日（土）」の場合：

令和9年8月22日（日）13時00分から14時00分までの間に、受験した試験場の試験場本部において、本人確認書類を提示すること。

（ウ） 最初に受験する科目が「令和9年8月22日（日）」の場合：

令和9年8月24日（火）13時00分から14時00分までの間に、出願した試験地を管轄する財務局理財課等において、本人確認書類を提示すること。

② 試験時における受験票等の机上提示について

- ・ 試験区分に応じて、次の書類等を机上に置いてください。

ア 第Ⅰ回短答式試験

最初に受験する科目では、**受験票**、**写真票**及び**本人確認書類**の3点を机上に置いてください。

写真票は試験開始前に回収します。なお、**写真票を提出しない方の受験は認めません**。

次の科目以降は、**受験票**のみ机上に置いてください。本人確認書類を机上に置いておく必要はありません。試験終了まで各自で保管してください。

イ 論文式試験

最初に受験する科目では、**受験票**及び**本人確認書類**の2点を机上に置いてください。

次の科目以降は、**受験票**のみ机上に置いてください。本人確認書類を机上に置いておく必要はありません。試験終了まで各自で保管してください。

なお、短答式試験全部免除者が論文式試験を受験する際には、**受験票**と**本人確認書類**に加えて、**写真票**も机上に置いてください。

(2) 試験開始前

- ・ 天候等の影響により、交通機関が遅延するおそれがありますので、**試験当日は、時間に余裕をもって試験場に到着するようにしてください**。
- ・ 各科目の試験開始前に試験問題の配付、注意事項等の説明を行いますので、**表紙に記載の着席時刻までに必ず着席してください**。
- ・ 試験場によっては、時計が設置されていない場合がありますので注意してください。
- ・ 換気や空調設備等により着席位置によっては寒暖の差が生じる可能性がありますので、各自調節できるよう服装には十分注意してください。
- ・ 体調不良等により、咳・くしゃみ等が出るおそれのある受験者は、マスクを着用するなど、周囲の受験者に迷惑をかけないように注意してください。

(3) 着席時刻以降及び試験開始以降

- ・ 着席時刻には必ずご着席ください。着席時刻以降は、**注意事項等の説明を開始しますので、試験室への入退出は、トイレを含め原則認めません**。
- ・ 着席時刻以降は、P.17～P.18 に掲げる携行品以外は全てかばん等の中にしまい、衣服のポケット等にも入れないでください。また、かばん等は口を閉めて足下に置いてください。
- ・ 不正受験防止の観点から、試験時間中は、**耳栓を使用することはできません**。試験時間中に耳栓を使用していることが発覚した場合は、不正受験として取り扱うことがあります。
- ・ 着席時刻以降は試験官の指示に従ってください。試験官の指示に従わない場合は、不正受験として取り扱うことがあります。
- ・ **試験開始時刻以降の試験室への入室は一切認めません**。短答式試験では、企業法の試験開始時刻までに入室していない場合、以降の試験科目の受験は認めません。また、その後の試験科目の試験開始時刻までに入室していない場合も、以降の試験科目の受験は認めません。

- ・ 試験時間中に地震等の自然災害や全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報が発せられた場合等、緊急の場合には試験を中断することがあります。このような場合には試験官の指示に従ってください。
- ・ 試験時間中に日常的な生活騒音等*が発生した場合でも救済措置は行いません。
※ 試験官の巡回による足音や監督業務上必要な打合せ等による話し声のほか、航空機、自動車、風雨、空調、周囲の受験者の咳、くしゃみ及び鼻をすする等の音、机の振動、照明の点滅など
- ・ 試験問題及び答案用紙は必ず机の上に置いてください。机の上に置かず椅子や机の下等に置いた場合は、不正受験として取り扱うことがあります。
- ・ 論文式試験の答案用紙は、左上をホッチキス留めた状態で配付しますので、ホッチキス留めを外さずそのままの状態で作成してください。答案用紙のホッチキス留めを外した場合、採点されないことがあります。
- ・ 論文式試験において、答案用紙に記入した文字（数字を含む。）が汚い、薄い、小さい文字で解答欄に詰め込むように書いてあるなど、容易に判読できない答案は採点されません。
- ・ 試験時間中に本人確認や携行品（電卓等）の確認を行います。試験官の指示に従わない場合は、不正受験として取り扱うことがあります。
- ・ 使用可能な電卓は、P.19 の基準の全てを満たすものに限りです。当該基準に適合しているかは試験官が試験場において判定し、適合しないと判定したものについては、使用を禁止します。なお、いかなる場合でも、電卓は貸与しません。
- ・ 電卓を打鍵する音や振動が大きいと試験官が判断した場合には、試験官が注意することがあります。注意を行った上でも状況が解消せず、周囲に迷惑をかけ続けるような場合には、不正受験として取り扱います。
- ・ 携帯電話、ウェアラブル端末等の通信機器の使用はできません。携帯電話、ウェアラブル端末等を時計として使用することも禁止します。また、これらの機器を身に着ける、衣類のポケット等に入れるなど、かばん等に収納していない場合は、電源の状態及び使用の有無にかかわらず、不正受験として取り扱います。
- ・ 携帯電話やウェアラブル端末等は必ず電源を切り、アラーム等の音が出る設定も必ず解除してください。試験時間中に携帯電話等の着信音等が鳴った場合は、不正受験として取り扱うことがあります。携帯電話の取扱いについては、試験官の指示に従ってください。
- ・ 周囲に迷惑をかけるなど、適正な試験の実施に支障を来す行為を行った場合は、不正受験として取り扱うことがあります。

(4) 中途退室

- ・ 試験時間中の中途退室は原則できません。ただし、試験時間が 120 分以上の科目は、試験開始 60 分経過後から試験終了 10 分前までの間、答案用紙を提出したうえで中途退室することができます。中途退室を希望する場合は、必ず挙手し、トイレ等による一時離席でないことを明示のうえ、試験官の指示に従ってください。
- ・ 中途退室する場合、試験問題及び法令基準等は、試験室から持ち出すことはできません。これらが必要な場合は、試験終了後、速やかに各自の席に取りに来てください。

- ・ 災害等により、試験開始時刻を変更する試験地が発生した場合には、中途退室を認めない場合があります。

(5) 試験終了後

- ・ 試験終了の合図があった場合には、直ちに筆記用具を置くとともに、答案用紙を裏返して通路側に置いてください。試験終了後に答案用紙や筆記用具に触れた場合は、不正受験として取り扱うことがあります。答案用紙が試験官に回収されずに手元に残っている場合は、直ちに挙手し、試験官に申し出てください。たとえ白紙の答案用紙であっても試験官に申し出て回収してもらい、絶対に持ち帰らないでください。答案用紙が試験官に回収されない場合は、いかなる理由があっても答案は採点されません。
- ・ 試験終了後、試験室内における答案用紙の確認が完了するまで、試験室からの退室はできません。試験官が指示するまで自席で待機してください。
- ・ 試験問題及び法令基準等は、試験終了後持ち帰ることを認めます。ただし、免除科目、欠席科目については、試験問題及び法令基準等の配付は行いません。
- ・ 休憩中に席を離れる場合は、必ず、受験票及び本人確認書類を携帯し、自己責任で管理を行ってください。

(6) 不正受験への対応

- ・ 不正の手段によって試験を受け、又は受けようとした者については、不正受験として取り扱います。
- ・ 試験時間中に不正受験として判断された場合は、試験官等の指示により、当該試験における以降の受験を中止していただく場合や、答案を採点及び合否判定の対象としない場合があります。
- ・ 不正受験については、公認会計士法第 13 条の 2 の規定に基づき、次のような処分が行われることがあります。
 - ア 合格の決定の取消し又は受験の禁止
 - イ 上記アの処分を受けた者に対する 3 年以内の受験の禁止

(7) 携行品（下記以外の携行品の使用は認めません。）

区分			注意事項
受験票			・ 受験票は必ず持参してください。 ・ <u>受験票を所持しない方の受験は認めませんので、持参し忘れないよう十分注意してください。</u>受験票は、着席時刻以降、試験官に見えるように机の上に置いてください。 ・ 短答式試験合格後、同年の論文式試験では、合格した短答式試験における受験票と同一の受験票を持参してください。
写真票	短答式試験		・ 写真票は必ず持参してください。 ・ 最初に受験する科目の試験開始前に写真票を回収しますので、着席時刻以降、受験票と並べて試験官に見えるように机の上に置いてください。なお、<u>写真票を提出しない方の受験は認めませんので、持参し忘れないよう十分注意してください。</u>
	論文式試験		・ 写真票は、短答式試験受験時に回収しますので、同年の論文式試験受験時は持参不要です。ただし、短答式試験全部免除者が論文式試験を受験する場合は、写真票の持参が必要です。 ※ P.10（5）④参照
本人確認書類			・ 試験当日は、<u>最初に受験する科目において、本人確認を行います</u>ので、以下のいずれかの<u>本人確認書類※¹</u>を必ず持参してください。※² ※³ ①運転免許証、②マイナンバーカード、③パスポート、④学生証、⑤社員証、⑥障害者手帳、⑦在留カード、⑧特別永住者証明書 ※¹ 本人確認書類は、<u>顔写真付きで、有効期限内であり、かつ生年月日の記載があるもの</u>に限ります。なお、電子証明書を用いる場合は、スマートフォンのマイナンバーカード（スマホ用電子証明書）に限るものとし、写し及び画像データの提示は認めません。 ※² 本人確認は、原則として試験時間中に行います。<u>ただし、スマートフォンのマイナンバーカード（スマホ用電子証明書）については、試験時間中にスマートフォンを使用できないため、試験終了後等に、試験官等の指示に従って確認</u>を受けてください。 ※³ 試験当日、最初に受験する科目において本人確認書類を提示できなかった場合は、審査会が指定する期限、受付日時、場所及び方法に従い、本人確認書類を提出又は提示してください。期限までに提出又は提示がない場合、又は提出若しくは提示された本人確認書類に不備がある場合は、<u>受験に際して必要な書類が欠けているものとして、採点及び合否判定の対象としません</u>（P.13（1）①参照）。
筆記用具	短答式試験	鉛筆、シャープペンシル、プラスチック製消しゴム	・ <u>鉛筆やシャープペンシルの芯は、黒のB又はHBのものに限ります。</u>これらのもの以外でマークした答案は採点されることがあります。 ・ 試験時間中、蛍光ペン、色鉛筆及び色付ボールペンの使用を認めますが、答案用紙には使用しないでください。 ・ <u>短答式試験においては、修正液や修正テープの持込み及び使用は認めません。</u> ・ ペンケースの使用は認めません。

筆 記 用 具	論文式試験	ボールペン、万年筆、 修正液、修正テープ	・ ボールペンや万年筆のインクは、黒に限りです。これらのもの以外で記入した答案は採点されないことがあります。なお、<u>答案用紙に記入した文字（数字を含む。）が容易に判読できない場合は採点されません。</u> ・ ボールペンはプラスチック製消しゴム等でインクを消せないものに限りです。 ・ 試験時間中、黒鉛筆、シャープペンシル、プラスチック製消しゴム、蛍光ペン、色鉛筆及び色付ボールペンの使用を認めますが、答案用紙には使用しないでください。 ・ 修正液又は修正テープは白に限りです。 ・ ペンケースの使用は認めません。
そ の 他	電卓又は算盤		・ 試験時間中に使用できる電卓又は算盤は、いずれか1台に限りです。 ・ 電卓はP.19の基準を全て満たすものに限りです。 ・ 打鍵する音や機の振動が他の受験者に迷惑をかける可能性があるため、注意してください。試験官が注意することがあります。注意を行った上でも状況が解消せず、周囲に迷惑をかけ続けるような場合には、不正受験として取り扱います。
	時計（腕時計を含む） 又は ストップウォッチ		・ 試験時間中に使用できる時計又はストップウォッチは、いずれか1個に限りです。 ・ 計時機能のみを有するものに限りです。 ・ アラーム等の音（音階、音声等）を発する機能の使用は禁止します。
	ホッチキス、定規		・ 分度器、三角定規も使用可能です。
	ふた付ペットボトル入り飲料 (700ml以下のもの1本)		・ 缶入り飲料は持込みできません。ペットボトル以外のボトルやペットボトルカバーの使用は認めません。 ・ 原則、試験時間中の飲食は禁止ですが、左記のものに限り、試験時間中机の上に置いて飲むことを認めます。1本目を飲み終わった場合には、試験官の許可を得て、ペットボトルを交換し机の上に置いた上で飲むことを認めます。 ・ 試験時間中、700mlを超える容量のペットボトルや複数のペットボトルを机の上に置くことは認めていません。
	マスク、ハンカチ、タオル、 ポケットティッシュ、ひざ掛け、 冷却シート、メガネふき		・ 試験官が試験実施上不正の疑い等があると判断した場合は使用を認めない場合があります。 ・ 不正受験防止のため、試験時間中の本人確認時に、マスクを外していただき、マスクの中を確認することがあります。
	うちわ・扇子		・ 論文式試験に限り、試験室内の冷房の効きが著しく悪いと試験官が判断した場合、使用を認める場合があります。ただし、携帯型の小型扇風機の使用は認めません。

※ 不正受験防止の観点から、試験時間中は、**耳栓を使用することはできません。**試験時間中に耳栓を使用していることが発覚した場合は、不正受験として取り扱うことがあります。

※ **携帯電話、ウェアラブル端末等の通信機器の使用はできません。**携帯電話、ウェアラブル端末等を時計として使用することも禁止します。また、**これらの機器を身に着ける、衣類のポケット等に入れるなど、かばん等に収納していない場合は、電源の状態及び使用の有無にかかわらず、不正受験として取り扱います。**

なお、試験時間中に、時計、眼鏡その他の身に付けている物について確認することがあります。

※ 携行品として認められているものであっても、試験場では一切貸与しません。必要なものは各自で持参してください。

(8) 電卓の使用基準

電卓は、以下①～⑥の基準の全てを満たすものに限り、当該基準に適合しているかは試験官が試験場において判定し、適合しないと判定したものについては、使用を禁止します。なお、いかなる場合でも、電卓は貸与しません。

- ① 電源内蔵式で、音(音階、音声等)を発しないもの
- ② 数値を表示する部分がおおむね水平であり、表示部が周りの受験者に見えない程度のもの
- ③ 外形寸法がおおむね縦 20cm×横 20cm×高さ 5cm を超えないもの
- ④ ケースやカバーが付いていないもの（ケースやカバーは取り外すこと。）
- ⑤ 計算機能以外の機能を有しないもの
- ⑥ 以下ア～オに掲げる機能を有しないもの※

ア プログラム入力・記憶機能

例えば次に示すようなキーのあるもので、プログラム入力・記憶機能を有しているものは、試験場での使用を不可とします。

- ・ RUN、EXE、PRO、PROG、COMP、ENTER、P1、P2、P3、P4、PF1、PF2、PF3、PF4

イ 関数電卓機能

例えば次に掲げる機能はいわゆる関数電卓機能に当たるものとし、これらの機能を有しているものは、試験場での使用を不可とします。

- ・ sin、cos、tan、log、べき乗、 Σ 、微積分、行列等の表示・計算機能
- ・ 金利計算機能

ウ 紙に記録する機能

エ 漢字・カナ・英字入力機能

オ 辞書機能

※ 例えば、以下の機能については、上記ア～オの機能に該当しないため、使用できます。

- ・ GT、C、AC、MC、MR、M+、M-、MU、MD、RV、 $\sqrt{\quad}$ 、%などのキー
- ・ 税計算機能（税込、税抜計算ができる機能）
- ・ 日数計算機能（期間計算や期日計算ができる機能）
- ・ 時間計算機能（時・分・秒の加減乗除ができる機能）
- ・ 換算機能（通貨、単位など任意の換算レートを設定して換算できる機能）
- ・ カウンター付演算状態表示機能（入力件数の多い計算でも入力した数値の個数や演算状態の表示により計算過程の確認が一目でできる機能）
- ・ アンサーチェック（検算）機能（1回前の計算結果と答えを自動的に照合できる機能）
- ・ キーロールオーバー（早打ち）機能（先に押したキーから指を離す前に次のキーを押しても入力を受け付ける機能）
- ・ 計算続行機能（計算の中断で消えた画面を再表示する機能）
- ・ オートレビュー機能（自動的に計算過程の確認と訂正ができる機能）

※ 使用基準を満たす電卓であっても、打鍵音が大きいと試験官が判断した場合は試験官が注意することがありますので、いわゆるサイレントキーの電卓など、打鍵音の小さい電卓を使用してください。注意を行った上でも状況が解消せず、周囲に迷惑をかけ続けるような場合には、不正受験として取り扱います。

2 合格発表

(1) 発表予定日

〔第Ⅰ回短答式試験〕

- | | |
|-------------|--------------|
| ① インターネット | 令和9年1月22日（金） |
| ② 官報 | 令和9年1月29日（金） |
| ③ 郵送（合格通知書） | 令和9年2月上旬頃 |

〔論文式試験〕

- | | |
|------------------|---------------|
| ① インターネット | 令和9年11月19日（金） |
| ② 官報 | 令和9年11月26日（金） |
| ③ 郵送（合格証書・各種通知書） | 令和9年12月上旬頃 |

(2) 発表方法

審査会及び財務局等の庁舎における**掲示による合格発表は行いません**のでご注意ください。

短答式試験合格者	(インターネット) 審査会ウェブサイト に受験番号 を掲載 (官 報) 受験番号 を公告 (郵 送) 合格者に簡易書留（又は特定記録）にて 合格通知書 を郵送
論文式試験合格者	(インターネット) 審査会ウェブサイト に受験番号 を掲載 (官 報) 受験番号及び氏名 を公告 (郵 送) 合格者に簡易書留（又は特定記録）にて 合格証書（論文式試験成績通知書、日本公認会計士協会等からのご案内を同封） を郵送
論文式試験一部科目免除資格取得者	(インターネット) 審査会ウェブサイト に受験番号 を掲載 (郵 送) 該当者に簡易書留（又は特定記録）にて 論文式試験一部科目免除資格通知書（論文式試験成績通知書を同封） を郵送
論文式試験答案提出者	(郵 送) 簡易書留（又は特定記録）にて 論文式試験成績通知書を郵送。別途、受験者管理ファイル・採点前答案用紙 を郵送。

(注意事項)

- ・ 合格発表方法の詳細については、審査会ウェブサイトで公表します。
- ・ 電話等による合否及び受験番号のお問い合わせには一切応じません。
- ・ **郵送物は出願時に記載した住所（又は住所等変更届出書に記載した住所）に郵送します。なお、郵送物は簡易書留（又は特定記録）で郵送しますので、必ずお受け取りください。**
- ・ 合格した短答式試験における受験票は、論文式試験の合格発表まで必要です。大切に保管してください。

受験票・写真票再発行願

(1) 提出用宛名ラベル

【試験地：東京都】	【試験地：大阪府】
〒102-0093 東京都千代田区平河町 2 - 4 - 5 VORT 平河町 II 4 階 公認会計士試験関東事務局 御中 <受験票・写真票再発行願在中>	〒540-8550 大阪市中央区大手前 4-1-76 近畿財務局理財第 1 課 御中 <受験票・写真票再発行願在中>
【試験地：北海道】	【試験地：宮城県】
〒060-8579 札幌市北区北 8 条西 2 北海道財務局理財課 御中 <受験票・写真票再発行願在中>	〒980-8436 仙台市青葉区本町 3-3-1 東北財務局理財課 御中 <受験票・写真票再発行願在中>
【試験地：愛知県】	【試験地：石川県】
〒460-8521 名古屋市中区三の丸 3-3-1 東海財務局理財課 御中 <受験票・写真票再発行願在中>	〒921-8508 金沢市新神田 4-3-10 北陸財務局理財課 御中 <受験票・写真票再発行願在中>
【試験地：広島県】	【試験地：香川県】
〒730-8520 広島市中区上八丁堀 6-30 中国財務局理財課 御中 <受験票・写真票再発行願在中>	〒760-8550 高松市サンポート 3-33 四国財務局理財課 御中 <受験票・写真票再発行願在中>
【試験地：熊本県】	【試験地：福岡県】
〒860-8585 熊本市西区春日 2-10-1 九州財務局理財課 御中 <受験票・写真票再発行願在中>	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡財務支局理財課 御中 <受験票・写真票再発行願在中>
【試験地：沖縄県】	
〒900-8530 那覇市おもろまち 2-1-1 沖縄総合事務局財務部理財課 御中 <受験票・写真票再発行願在中>	

(2) 受験票・写真票再発行願提出に関する照会先

※ 再発行願を郵送する前に、必ず電話で連絡してください。

(様式は審査会ウェブサイトからダウンロードしてください。)

試験地	窓口	所在地	電話番号
東京都	公認会計士試験 関東事務局	〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-4-5 VORT 平河町Ⅱ 4 階	03-3265-8519
大阪府	近畿財務局理財第 1 課	〒540-8550 大阪市中央区大手前 4-1-76	06-6949-6366
北海道	北海道財務局理財課	〒060-8579 札幌市北区北 8 条西 2	011-709-2311
宮城県	東北財務局理財課	〒980-8436 仙台市青葉区本町 3-3-1	022-263-1111
愛知県	東海財務局理財課	〒460-8521 名古屋市中区三の丸 3-3-1	052-951-1790
石川県	北陸財務局理財課	〒921-8508 金沢市新神田 4-3-10	076-292-7851
広島県	中国財務局理財課	〒730-8520 広島市中区上八丁堀 6-30	082-221-9221
香川県	四国財務局理財課	〒760-8550 高松市サンポート 3-33	087-811-7780
熊本県	九州財務局理財課	〒860-8585 熊本市西区春日 2-10-1	096-353-6351
福岡県	福岡財務支局理財課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1	092-411-5075
沖縄県	沖縄総合事務局 財務部理財課	〒900-8530 那覇市おもろまち 2-1-1	098-866-0092

○注意事項

氏名等に旧字体等の異体字を使用されている場合、合格証書等の記載が常用漢字などの他の字体に置き換えられる可能性がございますのでご了承ください。

免除申請／証明書発行申請／住所等変更届出書

提出用宛名ラベル

〒100－8905

東京都千代田区霞が関 3－2－1
中央合同庁舎 7 号館
公認会計士・監査審査会事務局
総務試験課 試験担当係 御中

<免除申請（添付書類）
/証明書発行申請/住所等変更届出書在中>

※ いずれかを○で囲むこと



公認会計士・監査審査会

Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board